

「奈良市支給認定（保育の必要性）に関する基準骨子（案）」
に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

平成26年6月2日（月）から平成26年6月20日（金）まで

2 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

3 意見の募集結果

受付件数 36件

提出方法別 郵送0件、ファクシミリ8件、電子メール4件、持参24件

4 意見の分類及び件数

意見総数 45件

(1) 保育の必要量（区分）

・時間の区分 . . . 1件

・保育必要量 . . . 22件

(2) 優先利用 . . . 2件

(3) その他 . . . 20件

5 意見の内容と本市の考え方

奈良市支給認定（保育の必要性）に関する基準骨子（案）

項 目		意見の概要	件数	本市の考え方
保育の 必要量 (区分)	時間の 区分	・ 保育標準時間の利用の対象を短時間 就労に広げてほしい。	1 件	国の方針では、保育標準時間の就労時 間の下限を1週当たり30時間程度を基 本としています。奈良市もこの方針に従 って区分します。
	保育必 要量	・ 保育短時間利用枠の「就労時間の下 限」を1ヶ月において48時間以上6 4時間以下の範囲にして欲しい。	22 件	奈良市では保護者の就労実態や事業 計画に基づく教育・保育給付提供体制の なかで、現行の96時間を「就労時間の 下限」とし、保育の量的確保及び現状の 待機児童数を勘案して経過期間を設け たうえで、子ども子育て支援法施行規則 第1項に基づく時間の設定を目指して いきます。
優先利用		・ 障がいのある父母の必要性、同居祖 父母に対する柔軟な取扱いの明示 ・ 障がいのある父母の必要性、同居祖 父母に対する柔軟な取扱い、育児休業 期間中の入所継続の明示	2 件	保育の必要性の事由に保護者が疾病、 障がいを有していることは、明記されて います。奈良市はこのことを優先利用の 事由としても考慮していきます。 保護者本人の事由により判断します。 同居の親族については、心身の状況を併 せて考慮していきます。 奈良市では現行制度において、1年間 の育児休業期間は入所継続を認めてい ます。今後もこの制度を継承していきま す。
その他		・ 保育短時間の利用枠は送迎時間を含 めずに1日8時間と明記してほしい。	1 件	国の方針では、保育短時間の区分を原 則的な保育時間である1日当たり8時 間までの利用に対応するものとしてい ます。奈良市もこの方針に従って区分し ます。
		・ 育児休業期間中の入所継続と保育標 準時間の区分対象にしてほしい。	1 件	奈良市では現行制度において、1年間 の育児休業期間は入所継続を認めてい ます。今後もこの制度を継承していきま す。 保育時間の区分については、国の運用 通知を踏まえて事由ごとに検討してい きます。

	<p>・育児休業期間の入所継続を認めてほしい。</p>	<p>17件</p>	<p>奈良市では現行制度において、1年間の育児休業期間は入所継続を認めています。今後もこの制度を継承していきます。</p>
	<p>・育児休業制度がない自営業者の保育所利用について、保育料を含め配慮をしてほしい。</p>	<p>1件</p>	<p>このことにつきましては、子ども子育て支援新制度において広範囲に関連するご意見でしたので、優先利用の項目での回答はいたしかねますが、今後の制度運用について参考にさせていただきます。</p>